

## 令和5年度 世田谷泉高等学校 体育施設開放 団体登録について

本校では地域に開かれた学校づくりを目指し、毎年、地域の皆様に体育施設（グラウンド・テニスコート）を開放しています。施設の利用に当たっては、世田谷泉高等学校に団体登録をしていただくことが必要です。

ついては、令和5年度の世田谷泉高等学校の体育施設開放（グラウンド・テニスコート）に関する団体登録について、下記のとおり募集します。登録を希望される団体は、期限までに申請してください。

なお、現在（令和4年度）登録している団体でも、来年度（令和5年度）施設利用を希望する場合は、改めて団体登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

### 記

#### 1 登録の要件

登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学するもので構成された10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体

また、本校の「施設の使用に関するきまり」を遵守することが必要です。

#### 2 団体登録申請方法

「団体登録申請書」と「登録団体構成表」に必要事項を記入し、学校に持参または郵送にて期限までに申請してください。

#### 3 申請書等の提出期限

令和5年3月3日（金）厳守

#### 4 令和5年度の施設開放日

本校の施設開放実施予定日のうちから本校で割り振りをさせていただき、今回申請（登録）された団体に、3月下旬から4月上旬頃までに「令和5年度施設開放予定表」他の書類を郵送します。

<担当・申請先>

〒157-0061 世田谷区北烏山9-22-1

東京都立世田谷泉高等学校 施設開放担当

電話 03-3300-6131